

## 山北町自治基本条例策定委員会 委嘱状交付式・第1回会議議事録

- 日 時 平成23年6月21日(火) 19時から21時10分
- 場 所 山北町役場401会議室

### 1 委嘱状の交付

湯川町長より委嘱状を交付(委嘱期間:平成24年3月31日まで)

### 2 町長あいさつ

町のルール作りということで自治基本条例を策定することになった。今回の東日本大震災発生でこれから日本が歩む道の岐路に立ったと思う。今後は人と人とのつながり、コミュニティがしっかりしていないと、生活が成り立たないと考えている。地域のことは地域で考え決めてもらい、関連する予算についても自治会に下ろしていき、自治会自ら道路補修をするなど協働のまちづくりを進めたい。

条例の策定にあたっては山北町が持っている自然を次世代に残し守っていくこと、小さな子どもたち、これから生まれてくる子どもたちに、引き継いでいけるルール作りをお願いしたい。

### 3 委員紹介(自己紹介)

委員:委員会では、自治基本条例の主旨をまずその策定過程において実践すべきで、それぞれの参加者の見解や意見を十分に交換して策定していくことが大切である。

### 4 委員長・副委員長の選任

要綱第5条の規定により委員長及び副委員長を選出することになり、委員長については町長から山北町連合自治会長会の川口会長が推薦され同条第2項の規定により選任された。また、副委員長については同条第3項の規定により川口委員長が山北町商工会長の池田会長を指名し就任することとなった。

## 5 議 事

### (1) 報告

(ア) 自治基本条例とは(資料2により企画財政課長が説明)

- ・自治の方針や基本的なルール、仕組みを定める自治基本条例を制定することになった。
- ・自治基本条例の策定にあたっては、山北町の実態(特性)に合った、実施可能な内容の条例策定を進める必要がある。
- ・まちづくりの主役は住民であるという認識を持ち、地域の問題を解決するための仕組みづくりの構築が必要となるため、自治基本条例は地域の問題を解決するためのルールを定めた「町の憲法」といえる。
- ・町民、議会、行政のそれぞれの役割などを示したまちづくりに関する基本的

なルールを定めるもので、条例に盛り込む内容や取り組む推進策などについて意見交換を行いながら検討を進めたい。

- ・本日は素案を用意したが、意見交換を進めながら検討したいと考えているため、素案の内容がそのまま条例となるとは考えていない。今日は資料を持ち帰ってもらい、熟読のうえ後日でも構わないので意見をいただきたい。

(イ) 策定スケジュールについて（資料 2 により企画財政課長が説明）

策定までの期間は 3 ヶ年とし、平成 22 年度は庁内会議で素案の作成をし、平成 23 年度は素案をもとに住民代表会議で検討、平成 24 年度前半には条例（案）を決定し議決を目指したい。

(ウ) これまでの経過について（資料 3、4 により主幹が説明）

- ・自治基本条例は第 4 次総合計画後期基本計画第 7 章第 1 節第 1 項に位置付けられている。
- ・自治基本条例策定推進会議は町長、教育長、課長（15 名）により構成し、平成 22 年度中で 4 回開催した。また町職員を対象としたアンケート調査も実施した。
- ・自治基本条例は全国で約 300 の自治体が策定しているが、先進自治体アンケートとして人口 5 万人程度、平成 20 年以前に条例施行している自治体を対象に調査を実施した。
- ・資料 4 には町職員アンケートの主な意見を載せたが、その中でも住民投票や町民と町との役割分担の明確化や町民参画の仕組みづくりという意見も挙がっていた。

(2) 議題

(ア) 山北町自治基本条例素案について（資料 5 により㈱サーベイリサーチから説明）

- ・資料 5 により条文や逐条解説の内容についての説明を受ける。
- ・条例には素案のような理念型と詳細を示す具体型があるが、具体型の場合、具体的にしすぎた結果、運用していくうえで条例にしばられてしまうということもあるため素案は理念型とした。

(イ) 今後の進め方について（企画財政課長、主幹による説明）

- ・今後の議論を進めるため、今回示した素案や、素案に無い規定についても意見を出してもらい、その意見を基に論点整理をし、次回の委員会で議論していただきたい。⇒ 委員了承
- ・意見提出用の用紙を 2 枚用意したが、7 月 15 日までに FAX か E-mail で提出してもらいたい。
- ・意見を出す際は、条文だけでなく逐条解説の部分についても意見をいただきたい。

- ・条文にある努力義務や義務規定についても、この部分は厳しくしたい、やわらかくしても良い等の意見があれば、それらもいただきたい。

## 質 疑

- 委 員：協働とあるが、町民と町行政だけでなく、議会の理解も必要と考えるが、議会にも説明するのか。
- 事務局：議会には随時説明をする。
- 委 員：住民投票について、地方自治法では住民の1/50以上で住民投票ができる  
とあるが、条例との兼ね合いはどのようなものか。
- 事務局：今質問のあった住民投票は地方自治法に基づく拘束力のあるもので、自治  
基本条例(案)にある住民投票は諮問住民投票というもので拘束力はない。  
先行自治体でも住民投票は規定しても、実施された事例はないようで、ど  
この市町村でも条例に基づく住民投票の詳細なルールは決まっていない  
ようだ。それらのルールづくりも議論してもらいたい。
- 委 員：行政職員ではないので、いきなり条文を読んでも理解できない言葉がある。  
例えば最大限尊重とはどういうものなのかが分かりにくい。
- 事務局：最大限尊重にはとらえ方で二通りの意味がある。例えば最大限の範囲は国  
が定めたものもあるため、その範囲という意味と、町行政として可能な限  
り最大限というとらえ方もある。本日は答えを出さないので、委員の皆さ  
んにはそのような意見を出してもらいたいと思う。
- 委 員：条例の位置付けだが、条例の下に総合計画が、その下に個別計画があると  
いう認識で良いのか。
- 事務局：そのとおりである。自治基本条例で町の進む方向を定め、条例に基づき総  
合計画を策定し、それに個別計画が吊り下がる形となる。
- 委 員：委員からの意見は、誰からの意見かを公開されるのか。また、意見を出す  
にあたって詳しい方に話を聞くことはできるのか。
- 事務局：名前を出すかは、委員会の中で決めてもらいたい。また、他人に聞くのは  
差し支えなく、かえって多くの方からの意見を集約して欲しい。
- 委 員：議論を深めるために会議の中では誰からの意見か分かるようにしてもらい  
たい。それがその人の主張を聞きやすい。外部に公開する時は多少工夫  
して出せば良い。
- 事務局：了解した。
- 委 員：意見提出用の用紙だが、どこに行けばもらえるのか。町のHP等に出せる  
のか。
- 事務局：町HPの中に自治基本条例として様式をアップする。
- 委 員：次の会議はいつ頃に開催するのか。
- 事務局：7月15日までを意見聴取期間としており、それらの取りまとめ等の作業  
もあるため、次回は8月のお盆明けを予定したい。
- 委 員：会議の開催時間帯についてはどうか。
- 委 員：できれば平日の午後1時30分以降としてもらいたい。

- 委員：仕事を持っている方もいるので、時間帯は配慮してもらいたい。
- 委員：夜間開催にしてもらいたい。
- 委員：会議日程によっては、会社勤めであることから全部の会議に出席できないかもしれない。いろいろな町民が参加できる事が大切であることから、たとえ出席できなくても意見を吸い上げる体制は整えておいて欲しい。又、そうであれば昼間の会議設定があっても構わないが、(あと3回とすれば)1回は夜間の開催としてもらいたい。
- 委員：会議の時間帯についても意見書提出の際、自分の希望する時間帯を記載するとしたらどうか。
- 事務局：会議開催の時間帯についても意見として出してもらいたい。

以上